

事務所だより

第106号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

外国人労働者問題啓発月間

今年の標語

「外国人雇用はルールを守って適正に」外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！」

外国人労働者の就労は派遣や請負の就労形態が多く、不安定な雇用や社会保険未加入の方が多く見受けられます。一方、専門的な知識や技術をもつ外国人（いわゆる「高度外国人材」）の就業促進は、企業側の受け入れ環境が整っていないなどの理由で、不十分な状況です。

そのため厚生労働省は、毎年六月を「外国人労働者問題啓発月間」として、事業主団体などの協力のもと、労働条件などルールに則った外国人雇用や高度外国人材の就職促進について、事業主や国民を対象とした集中的な周知・啓発活動を行っています。

実施期間

平成三十年六月六日（金）か

主な内容

- ① ポスター・パンフレットの作成・配布
- ② 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請
- ③ 個々の事業主などに対する周知・啓発、指導
- ④ 技能実習生受入れ事業主などへの周知・啓発、指導
- ⑤ 各種会合における事業主などに対する周知・啓発などの実施
- ⑥ 留学生をはじめとする「専門的・技術的分野」の外国人の就職支援の実施
- ⑦ 労働条件等の相談窓口の周知

睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化

今年四月二十日に、居眠り運転に起因する事故を防止を強化するために、『旅客自動車運送事業運輸規則』及び『貨物自動車運送事業輸送安全規則』の改正が公布され、六月一日に施行されました。

この改正は、バス・タクシー・トラック事業について、運転者の睡眠不足による事故の防止を一層推進するため、睡眠不足の乗務員を乗務させてはならないこと等を明確化しています。

なお、改正の概要は次のとおりです。

改正の概要

- ① 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正
 - ・ 事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足が追加されました。
 - ・ 事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無が追加されました。
- ・ 運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等

のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることが追加されました。

- ② 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - ・ 点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況が追加されました。

【改正についてのQ&A】

Q1「睡眠不足かどうかの確認は、睡眠時間を尋ねるとのことですか。」

A1「『睡眠不足によって安全に運転できないおそれがあるかどうか』の判断材料の一つに睡眠時間を尋ねてもよいでしょう。」

Q2「睡眠不足の状況は、どのように点呼簿に記録するのですか。」

A2「点呼簿の記録方法は定められていません。例えば、疾病・疲労等の状況と睡眠不足の状況を一つの確認欄にして、いずれも問題がないことを確認した結果のチェックマークや〇×（マルバツ）印を付ける方法があります。」

外国人労働者問題啓発月間 6/1(金)～6/30(土)

外国人雇用はルールを守って適正に！

～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～



外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください

- ☒ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ☒ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ☒ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ☒ 安易な解雇はしていませんか？
- ☒ 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

厚生労働省

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

新卒求人への不受理

ハローワークでは、平成二十八三年三月一日から、一定の労働関係法令違反があった事業所の新卒求人者を一定期間受け付けない「求人不受理」を行っています。

不受理となる対象

労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした場合に、新卒者等（別表1参照）を条件とした求人が不受理の対象となります。

不受理の期間

不受理期間は、AとBの二通りがあります。「労働基準法と最低賃金法に関する規定」と「職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法に関する規定」のそれぞれに違反法令と程度、内容によって不受理期間AまたはBが定められています。（別表2参照）

【不受理期間A】

不受理期間Aは、法違反が是正されるまでの期間に加え、是正後六カ月経過するまでの

期間となります。

【不受理期間B】

不受理期間Bは、送検された日から一年経過するまでの期間（ただし、是正後六カ月経過するまでは、不受理期間を延長）となります。

なお、不受理期間Bには特例があります。

求人不受理の対象となる規定

不受理の対象となる規定は、次のとおりです。

一・過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反が対象
※ 労働基準法、最低賃金法の該当条項

二・仕事と育児等の両立等に関する規定

仕事と育児等の両立等を理由とした不適切な取扱いがなされた場合が対象
※ 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の該当条項

三・その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

労働者の募集及び求人の申込み、労働契約締結時の労働条件の明示規定が対象
※ 労働基準法、職業安定法の該当条項

なお、職業紹介事業者（大学や特定地方公共団体などを含みます。）に対しても、ハローワークに準じた不受理の取組みの指針が示されています。



六月の労務手続
「提出先・納付先」

一日（七月十日）

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出
「都道府県労働局または労働基準監督署」

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」

七月一日

○健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

就労意欲を高めるために、働く高齢者の年金減額幅を縮小する方向で検討に入った、との報道がありました。一方では、支給開始年齢の引上げや高所得者の基礎年金国庫負担相当分の給付停止が検討されています。

（さん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・FAX 075-611-5300
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

別表1

新卒者等の範囲
① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
③ 上記新卒求人に応募できる①、②の卒業者及び修了者

別表2

1. 労働基準法と最低賃金法に関する規定

不受理となる対象	不受理期間
(1) 1年間に2回以上同一条項の違反について是正勧告を受けている場合	A
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合	A
(3) 対象条項違反により送検され、公表された場合	B

2. 職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法に関する規定

不受理となる対象	不受理期間
(1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合	A